

ゆとりとうるおい空間整備推進委員会設置要領

(設置目的)

第1条 本県の農村地域を一層“ゆとりとうるおい空間”として保全するために、県が地域活動と連携しながら行う環境配慮に向けた取組みを円滑に推進することを目的としてゆとりとうるおい空間整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 “ゆとりとうるおい空間創造”を推進するために、学識経験者等の専門的な立場の者のうちから、委員を委嘱する。

2 委員会に座長を置き、委員の互選によって充てる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年間を原則とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第4条 委員会は、県が行う以下の事項に係わる取組みに対して指導、助言を行うものとする。

- (1) 新たな事業計画の環境配慮に関すること。
- (2) 環境に配慮した住民主体の直営施工や保全活動の促進に関すること
- (3) 地域用水機能増進に向けた保全対策の促進に関すること。
- (4) 土地改良施設の管理活動への住民参加の促進に関すること。
- (5) 住民参加による都市と農村交流促進に関すること。
- (6) ゆとりとうるおい整備水準に関すること。
- (7) 事業評価の指標に関すること。
- (8) その他、委員会の目的を達成するに必要と認められること。

なお、(1)の新たな事業計画の環境配慮に関することについては、委員会としての意見をまとめて、県に提出するものとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、10月と2月の年2回とする。なお、必要に応じ、個別事項の専門家の出席を得て意見を求めることができるものとする。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置くものとし、構成員は別表のとおりとする。

(事務局)

第7条 事務局は、山形県農林水産部農村計画課内に置く。

附則

この要領は、平成13年11月30日から施行する。

この要領は、平成19年9月25日から施行する。

(別表)

ゆとりとうるおい空間整備推進委員会幹事会

《幹事会》

| 役名 | 職名 | 備考 |
|------|------------------------|----|
| 幹事長 | 農村計画課長 | |
| 副幹事長 | 農村計画課計画調整主幹 | |
| 幹事 | 農村計画課施設水利整備主幹 | |
| 幹事 | 農村計画課農山村整備主幹 | |
| 幹事 | 新農業推進課課長補佐（農業ビジネス推進担当） | |
| 幹事 | 経営安定対策課課長補佐（農村環境保全担当） | |
| 幹事 | 農村計画課課長補佐（施設水利整備担当） | |
| 幹事 | 農村計画課課長補佐（農山村整備担当） | |

《事務局》農林水産部農村計画課

| 役名 | 職名 | 備考 |
|------|-----------|----|
| 事務局長 | 副主幹 | |
| 事務局員 | 計画専門員 | |
| | 資源管理専門員 | |
| | 農地整備専門員 | |
| | 施設保全主査 | |
| | 事業調整主査 | |
| | 計画主査 | |
| | 管理技術主査 | |
| | 中山間地域整備主査 | |
| | 農村整備主査 | |